

平成27年度

第1回岩沼市総合教育会議議事録

1. 招集日時 平成27年5月28日(木)午後1時30分

2. 招集場所 岩沼市役所 1階 大会議室

3. 議 題 (1)岩沼市総合教育会議の運営について

(2)「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について

4. 出席者 菊地啓夫市長、佐藤雅晴委員長、小林修子委員長職務代行者、
藤川チユキ委員、南舘公雄委員、百井崇教育長

5. 欠席者 なし

6. 出席補助職員

熊谷良哉副市長、鈴木隆夫総務部長、吉田章健康福祉部長、
木皿光夫市民経済部長、高橋伸明建設部長、

奥野光正参事兼学校教育課長、菅井英夫生涯学習課長兼スポーツ振興課
長、菅井秀一政策企画課長、森俊幸政策企画課主幹兼秘書係長、青木浩
政策企画課主幹兼企画調整係長

7. 傍聴者 なし

8. 本会議の書記

沼田輝明教育総務課長補佐兼総務係長

9. 開会 午後1時30分

10. 閉会 午後2時00分

11. 議事録署名人

佐藤雅晴委員長

12. 事務局職員

高橋進教育次長兼教育総務課長事務取扱、沼田輝明教育総務課長補佐兼
総務係長、山下真理子教育総務課主査

13. 議事の経過

以下のとおり

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

只今より、平成 27 年度第 1 回岩沼市総合教育会議を開会いたします。

開会に当たりまして、菊地市長よりご挨拶をいただきます。

菊地市長

それでは、改めましてご挨拶をさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりをいただきまして、本当にありがとうございます。地方教育行政法の改正によりまして教育委員会と首長とお互いに協力して、うまく行政を進めなさいということで、国の法律が昨年 6 月に改正されまして、この 4 月から施行されたということでございまして、本来もつ教育の政治的中立性、継続性、安定性を守りながら、教育行政の責任の所在を明確にしなさい、それから、危機管理体制の構築をしっかりとしなさい、ということで、本日の会議を開かせていただくこととなります。

今回の法改正は、大きく分けて 4 点ございます。まず一つは、教育行政の責任の明確化が期待されております。主なものとしては、教育委員長と教育長の権限の一本化、それから、教育長の任期も関連してきます。教育委員さんは 4 年の任期、教育長は 3 年ということで、任期の間に教育長の引継ぎがうまくいくようにということもあるんだと思いますが、3 年と 4 年の任期が次の任期満了から適用されるということになります。さらに、総合教育会議の開催を教育委員会の方から求める権限ができたということも大きな柱でございまして、責任の明確化と言われている部分でございます。

2 点目は、本日の総合教育会議の設置を義務付けております。さらに、教育大綱の制定を求めています。本日の会議の中で、教育大綱を示したいということで、準備をさせていただきますので、岩沼市の方針として適切なものかどうかをご審議いただきたいと思っております。

3 点目は、国の関与も入ってまいります。緊急性のある場合については、今までは国は国、地方は地方という考え方があったと思いますが、それが、国の方にも権限が与えられたということで、文部科学大臣が教育委員会に意見をいうことができるようになる

ということも大きなポイントでございます。

4 点目としましては、会議を公表するということが前提とされておりました、議事録もしっかり整理をしなければならないということでございます。当たり前のことが当たり前に決まってきたということがありまして、別段、本日の会議が特別なものという認識はございません。教育委員会と首長がしっかり手を組んで、子供たちのために何ができるか、岩沼市の子供たちをどうやって成長させていくかということを議論していきたいと思っております。首長の考え方としては、教育本来の教育方針にまで踏み込むということはないと思っております。とくにその辺は、今回の法改正の趣旨の中に教育の政治的中立性ということが最初に謳われておりますので、まずは、教育は教育現場ということを守られているという考え方でおります。そういったことを踏まえまして、本日 1 回目の会議を開かせていただきました。まずは、ルールを作って、大綱を次に作っていくということになりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

続きまして、教育委員会を代表しまして、佐藤教育委員長よりご挨拶をいただきます。

佐藤委員長

それでは、一言ご挨拶を申し上げたいと思っております。本日は、菊地市長様には大変お忙しい中、第 1 回岩沼市総合教育会議を開催いただきまして、誠にありがとうございます。この度、只今、市長さんの方からもお話しがございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というのが、この 4 月 1 日から施行されました。教育、学術及び文化の振興について、直接市長さんから招集をいただき、お話しを申し上げる機会を得たということは大変ありがたいことだと思っております。岩沼市に置きましては、これまでも、歴代の市長さんと教育委員及び教育委員会が、率直に地域の実情に応じた教育行政と施策を目指しまして、意見の交換をしまいつているところでございますが、この総合教育会議を機会といたしまして、一層の意思の疎通と緊密な連携のもとに教育環境をスピード感を持って整えていくことができますように、この総合教

育会議を育てていかなければならないという風に考えておりますので、関係者の皆様には一層のご尽力を賜りまして、この総合教育会議がよい会議として評価されるような内容にしていいただければ大変ありがたいという風に思います。以上大変簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございます。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

それではここで、総合教育会議につきまして、私の方から簡単にご説明をさせていただきますと思います。お手元に配布させていただいております資料 1、1 ページをご覧くださいと思います。平成 27 年 4 月 1 日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正において、地方公共団体の長は、その実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされ、また、その大綱の策定に関する協議等を行うため、総合教育会議を設けることとされたものがあります。

総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長と教育委員会ということになります。会議での協議・調整事項としましては、①大綱の策定に関する事、②教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事、③児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事、となっております。なお、協議というのは自由に意見交換をすること、調整とは、構成員の間で合意するという事でございます。会議の位置付けにつきましては、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場でございます。合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなります。なお、会議において調整が行われた事項につきましては、それぞれが尊重事務を負うということとなりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

総合教育会議の概要につきましては、以上のとおりでございます。

それでは、議題に入りたいと思います。菊地市長に議長をお務めいただきたいと思

ますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

菊地市長

それでは、まず、この会議の持ち方、ルールであります運営要綱と傍聴要領を決めて会議に入っていきたいという考え方で暫時私が座長を務めさせていただきます。皆様それでよろしいでしょうか。

構成員

はい。

菊地市長

それでは、次第に沿って岩沼市総合教育会議の運営についてを議題にしたいと思ひます。事務局から、運営の仕方についての要綱案が出されておりますので、これについての説明をお願ひしたいと思ひます。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

お手元に配布しております運営要綱案、傍聴要領案をご参照いただければと思ひます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4におきまして、総合教育会議に関する大枠の部分が規定されているところではあります、同条第9項により、その他の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず、運営要綱案をご覧いただきたいと思ひます。第1条から第8条までの規定となっております。招集手続きや協議題の提示及び決定方法、議事録の作成や公表に係る方法、非公開となる議題等について、各条文で規定をさせていただいております。要綱について、本日の総合教育会議で合意をされた時には本日から施行ということになるかと思ひます。続いて傍聴要領案でございます。本案につきましては、市議会の傍聴規則や教育委員会の傍聴規則などを参酌しながら案を考えたものであります。傍聴手続きや傍聴者の順守事項、会議が非公開となった時の規定等を盛り込んでございます。簡単ですが、要綱案、要領案の説明とさせていただきます。

菊地市長

それでは最初に運営要綱案についてご意見を求めたいと思います。2条の開催時期については、5月と11月に開催すること、3条の招集については市長が招集すること、4条については、この会議で市長はその議長となるということ、5条については、会議の公開、この公開につきましては、傍聴要領の方に繋がってまいります。傍聴される場合はこのルールに従って、本会議に影響がでないように正式な傍聴をしていただくということについて制限を加えさせていただきたい。一般的には会議の公開が前提となりますが、個人の秘密を保つため等々ございますので、その場合については非公開にすることもあろうかと思いますが、会議の中で決めていきたいと思います。6条については、議事録の作成になります。構成員の中からお一人に署名をいただくということで、取り決めをさせていただきたいと思っております。7条の事務局については、教育総務課に置くということでございます。8条では、その他、何か疑義が生じた場合は、本会議に諮って決めていきたいということでございます。附則では、この要綱は本日から施行したいということで、皆様のご了承をいただいたうえで、本日から適用させていただきまして、私が議長を務めさせていただくというようになります。この要綱について何かご意見ございましたらお願いいたします。無ければ、この要綱案をお認めいただくということで、皆様よろしいでしょうか。

構成員

異議なし。

菊地市長

それでは、この要綱案を本日お認めいただいたということで、前に進めさせていただきます。

次に傍聴要領案についても本日から適用したいと思っておりますが、この要領案についてもよろしいでしょうか。

構成員

異議なし。

菊地市長

異議なしと認め、傍聴要領についても、本日から適用させていただきます。

それでは、さっそく私が議長となって進めさせていただきます。議題(2)の「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

「教育等の振興に関する施策の大綱」の策定について、ご説明いたします。資料の 6 ページから 8 ページをご覧ください。改正されました地方教育行政法第 1 条の 3 におきまして、地方公共団体は、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

本市におきましては、平成 26 年度から平成 35 年度までを計画期間とする「いわぬま未来構想」を策定しております。この構想は、長期的な展望のもと、計画期間における市の取り組みの方向性・道筋を示すものであり、これからのまちづくりの目標や将来像を定めた行政運営の基本になるものと位置付けられております。その中におきまして、まちづくりの基本理念を踏まえつつ、本市の将来都市像を実現していくためのまちづくりの柱として、①安全・安心で快適な「まち」づくり、②健康で長生き、地域で子育てできる「環境」づくり、③人が集まる「産業」づくり、④生涯現役で心豊かな「人」づくり、の 4 つを掲げております。

教育委員会におきましては、この④生涯現役で心豊かな「人」づくり、の柱となる部分を受け、また、国、県の教育振興基本計画を参酌し、岩沼市教育基本方針を策定し、それに対応した教育重点目標を毎年度掲げて各種施策を展開しているところでございます。岩沼市として教育振興基本計画というものは策定しておりませんが、冒頭申し上げました法の第 1 条の 3 で定める大綱の趣旨を満たすものであると考えられます。従いまして、この教育基本方針をもととした 8 ページの別紙の案をもって、教育等の振興に

関する施策の大綱としたいということでございます。8 ページの教育大綱の案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に定める岩沼市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、次のように定め、今後、市の各種計画との整合を図りながら、その実現に向け市全体で取り組んでいくものとするということで、以下、教育基本方針をもとにした施策の大綱案を考えてございます。事務局からは以上でございます。

菊地市長

只今、教育等の振興に関する施策の大綱案の説明がありました。基本的には 4 本の柱を立ててございます。この 4 本の柱の中に、まず学校づくりがございます。次に学びと潤いにみちた地域社会の実現、そして、芸術とスポーツといった 4 本の柱を大綱の指針としてございます。1 本目の柱として、学校の教育をより充実させ、よりよい学校づくりを推進していくということ、具体的には、それぞれの学校、地域で変わる可能性もありますので、それらについては、予算との兼ね合い、学校現場での問題点等々ありますので、今後色々と議論していきながら、よりよい充実した教育の現場を作っていきたいと思っております。

2 本目としまして、学びと潤いにみちた地域社会の実現ということで、色々と計画的に生涯学習に関わる機会を増やしていくというような、地域社会の実現を目指すということとあります。

3 本目に、かおり高い芸術文化の醸成ということで、先人の貴重な遺産である文化財の保護なども含めた形で、芸術・文化・歴史等々この中に入ってくるということとあります。

4 本目としまして、生涯スポーツの充実ということとありますが、市民誰もが生涯にわたり健康と体力づくりのためのスポーツに親しむことができる環境の整備充実に努めるということでございます。

これから、この 4 本の柱の施策を教育大綱として教育行政を進めていきたいというこ

とで、大綱案を出させていただきました。

この件についてご意見等ございましたらお願いいたします。

佐藤委員長

この4本の柱というのは、各学校において教育を進めていくうえでの指針として、教育委員会で議決をいただいているという経過がございます。そういう意味では、そのまま大綱の中に入れていただけるというのは、大変ありがたいことだなと思っておりますので、感想を申し上げたいと思います。

菊地市長

基本的には、前段説明で申し上げましたとおり、いわぬま未来構想の中に具体的な施策を盛り込んでおりまして、この下に具体的な実施計画というものがございまして、その中に細かい色々な施策が入っております。例えば、将来を担う子供たちのためにということで、「夢・あこがれプロジェクト」や「理科だいすきフェスティバル」といったような事業もございます。色々な機会をとらえて、市側で提供する部分と、学校現場で提供する部分としっかり使い分けしてやっていければと思います。特に今考えておりますのは、子供たちの安全・安心ということです。先日、協議会を作って通学路の点検をしていただきましたが、まずは、足元からしっかり見ていって子供たちの安全を守って、環境のいい学校で学んでもらいたいということです。そして、夏休みや冬休みを利用して、色々なイベント事業を企画し、参加してもらおうといったような、将来に繋がるような事業を組んでいくことも市長部局の方で考えていく必要があると考えております。

また、基本に、教育の政治的中立性ということが、大原則でございますので、ここをしっかり守っていかないと、なかなか難しい教育現場になると思っておりますので、現場の先生方もしっかり対応していただく様にお願いして、その教育を進めるに当たって必要なものは我々市側で支援していくといった使い分けをしっかりしていきたいと思っております。

佐藤委員長

この4つの柱というのは、教育を取り巻くすべてを網羅しているような感じがいたします。そういう意味では、教育論を考える上で、その方向論を考える上で、非常に使いやすい柱じゃないかなと思いますので、この形で大綱を作成していただければ大変ありがたいという感じがいたします。

菊地市長

只今、佐藤委員の方から前向きなご発言をいただきました。その他ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。その他、ご意見が無いようですので、この案を岩沼市の教育大綱として進めていくということで、本会議で決定してよろしいでしょうか。

構成員

異議なし。

菊地市長

ありがとうございます。そのように決定させていただきました。

事務局何かございますか。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

議題の一番目の岩沼市総合教育会議の運営についてということで、運営要綱をお認めいただきました。その要綱の6条におきまして、議事録の署名人について1名選出いただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

菊地市長

はい、わかりました。それでは1回目ですので、佐藤委員長にお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。

構成員

異議なし。

菊地市長

それでは、議事録署名については、佐藤委員長にお願いいたします。

高橋教育次長兼総務課長事務取扱

ありがとうございました。それでは議題が終わりましたので、その他の方に入らせていただきたいと思います。その他、皆様方から何かございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。事務局の方からもございませんので、これをもちまして、第1回岩沼市総合教育会議を閉会させていただきたいと思います。委員の皆様大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

(午後2時00分閉会)